ガオー！ストック　オークション規約

本規則は、システム運営に際し契約書に記載事項を再確認していただく事柄を中心に記載し、契約書としての内容を補足するものです。

目次

１．総則 1
２．Ｇ＆Ｄ システム運営規定 2
３．出品登録規定 2
４．落札規定 4
５．輸送規定 5
９．　審査（クレーム）規定 9
１０．自動車リサイクル法 14
名義変更 15
譲渡書類 16

１．総則

１．５（禁止行為）

1.5.1　G&D システムを通さず、出品店と落札店間の直接の交渉で車両売買を行うこと。

1.5.3　落札店から出品店への、仕切価格の変更、又は画面表示価格の変更を強制する行為。

1.5.5　G&D 加入者が ID パスワードを第三者に貸与して、他人に車両売買させる行為。

1.5.6　その他市場秩序を乱す、諸規定、諸規約に違反する等の本部が禁止とする行為。

１．６（G&D 契約の無催告解除）

G&D 加入者が以下に該当した場合、本部は催告なしに G&D 契約の解除ができます

1.6.1　本部の定める規約条項に違反した時。

1.6.5　その他 G&D 加入者としてふさわしくない行為をしたと、本部が判断した時。

１．７（合意管轄）

本契約に関する裁判の管轄は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とすることに合意します。

２．Ｇ＆Ｄ システム運営規定

２．２（運営上の免責）

以下の止むを得ない事情により G&D システムにトラブルが発生した時は、G&D 加入者の取引に損害が生じても本部は免責されるものとします。

2.2.1　天変地異による G&D システムの故障、停止。

2.2.2　衛星通信及び電話回線の障害により正常に G&D システムが作動しなかった時。

2.2.3　オークション会場出品中の天変地異による車両への損害。

2.2.4　その他止むを得ない事情により、本部に損害賠償の責任がないと判断される時。

３．出品登録規定

３．５（出品登録詳細事項注意点）

3.5.3　走行関連注意事項

（１）メーター改ざん車【＊】マーク

①純正及び社外メーターの交換を行なっている記録が指定・認証工場の点検記録簿等の書類にて確認できない車両

②過去の履歴で現在の走行距離より大きい距離が証明できる車両

③記録の有無に関わらず中古メーターに交換されている車両

注意

※①に関しては、オドメーターとメーターユニットが独立したもので、且つ、スピードメーターのみ交換したものは実走行として扱われるものとする。

※過去の履歴として取り扱うもの日本オートオークション協議会(NAK) 、全国自動車オークション会場記録、法定点検記録簿など。発行先が不明瞭且つ信憑性にかける記録に関しては、過去の履歴として扱わないものとする。

（２）メーター交換車【＄】マーク認証・指定工場で交換されたことを証明する整備点検記録簿等の書面が確認できる車両、または交換が客観的に証明できる書面が確認できる車両上記書面にはメーター交換を行った日付け、交換前の走行距離の記載が必要】

（３）走行不明車【＃】マーク

走行不明車として扱う車両は、上記【メーター改ざん車】・【メーター交換車】以外で記録が無く、推定できる根拠が無い車両とする。

※メーター交換車や走行不明車が、後日メーター改ざん車である事が発覚した場合はキャン

セルの対象とする。その際のクレーム申告期限は本規約 9.6、ペナルティ等の詳細は別途本規約 9.7.2 を準用するものとする。

3.5.16　記録簿の定義

（1）成約日からさかのぼり、１年以内に受けた法定点検（１２ヶ月点検又は２４ヶ月点検）の定期点検記録がメーカー発行の整備手帳、又はメンテナンスノート等に記載があるか、記録紙としてあること。但し、初年度登録年月日から１年未満の車両は、各メーカーが指定するメンテナンスノート等があれば（ 記録簿有り）として扱います。

（2）法定点検を実施した認証工場等が特定出来ない場合、その記録簿は無効とします。

（3）上記（1）、（2）の場合の整備手帳、メンテナンスノート等にはメーカー系の企業に所属する中古車部門（以下「メーカー系中古車部」）と中古車専業店発行のものは含みません。

3.5.17　保証書の定義

（1）保証書欄（継承欄含む）に販売店の捺印（ スタンプ印・シール貼付含む）がされている保証書のことを言い、販売ディーラーの押印が無い等、販売店が特定できないものは無効とします。

（2）メーカー系中古車部、中古車専業店の発行したものは除きます。

3.5.18　ワンオーナー車の定義

新車ユーザー名義のもので、書類（ 詳細登録事項等証明書） 上、名義変更がされていない車両（並行輸入車・事業用自動車・レンタカーを除く）。ただし、ユーザーが同一で所有権解除されたものや結婚等により名字変更されたもの、譲渡書類保全の目的で商品車登録されたものはワンオーナーとみなします。

3.5.19　自家用車歴外の定義

（1）過去に車検証上で事業用に区分されていた履歴のある車両

（2）過去にレンタカーとしての使用履歴のある車両

３．１１（出車両引渡し遅延ペナルティ）

何らかの出品店の過失により、当該成約車両が定められた期間内（店舗在庫時は出品店の店舗定休日を除き成約後直ちに、陸送中及び他 AA 会場に在置する場合、当該 AA 終了後直ち）に落札店または仲介陸送業者に対して引渡しができない場合、引渡し遅延の日数に応じて出品店は落札店に対して以下の遅延ペナルティを支払うものとします。但し、他 AA 会場からの引取りの場合、 当該 AA 終了後の搬出可能時間については当該 AA 会場の規定に従うものとします。

成約日（当該当車輌が陸送中、ＡＡ会場の際は、ＡＡ開催予定日）から引渡し可能となった日までの経過日数（成約日、ＡＡ開催予定日は含まず）

遅延ペナルティ

１日	金１０，０００円
２日	金２０，０００円
３日以上８日未満	金３０，０００円
８日以上（当期間内に売買契約解除可）	金５０，０００円

３．１２（車両引渡し遅延キャンセル）

3.13.1　G&D 落札確認書兼ご請求書に記載されている車両所在地の住所と、実際の車両所在地の住所が相違していることが落札店からの申告により判明した場合、落札店の意向によりキャンセルを可能とします。この場合のキャンセルにはペナルティは発生しないものとします。尚、落札店がキャンセルを希望しない場合、出品店は落札店にペナルティとして金１０，０００ 円と陸送費の差額を支払うものとします。

3.13.2　車両引渡し遅延と現車所在地違いが重複して発生した場合のペナルティは、車両引渡し遅延ペナルティを適用するものとし、積算はされないものとします。

４．落札規定

４．１（落札可能期間）

4.1.1　落札希望店は落札しようとする車両情報のスケジュールにおいて「店にあり」「陸送中」AA 会場出不可」「AA 会場出可」と記載されている場合、当該車両を落札する事が出来ます。

4.1.2　AA 開催当日は原則として落札する事は出来ません。

４．２（落札車両の事前確認）

落札店は発注の前に以下の事項の確認を行う事とします。

4.2.1　落札店は落札する車両に関し、本規約及びインスペクション・マニュアルにおいて定められた定義、条項に従い、その登録内容を十分理解した上で落札するものとします。

4.2.3　落札する車両に関して、出品店、又は本部による車両情報の変更が行われている場合があるため、落札直前の車両情報の最終確認を必ず行うこととします。

４．６（落札店の義務）

4.6.1　落札店は、落札車両を陸送業者又は出品店から受領した後、速やかに当該車両の状態と車両情報の確認をしなければならないものとします。

4.6.3　落札店には譲渡書類一式を受領したその日に開封し内容物を確認する義務があります。

４．７（落札車両の輸送方法）

4.7.1　落札車両に関する輸送は本規約【5】輸送規定に定める本部推奨の陸送業者等を利用することを原則といたします。

4.7.2　陸送手配方法、その他の注意事項は本規約【5】輸送規定を参照しなければなりません。

４．８（車両引取り遅延）

4.8.1　落札店は、落札日の翌日までに陸送の手配をし、落札車両が出品店店舗在庫時には成約日翌３日以内、また陸送中及び他自動車オークション会場在置時には当該オークション会場の車両搬出期限日までに、落札車両を引取るよう陸送業者に委託するものとします。

4.8.2　何らかの落札店の過失により、上記を超えても落札店からの車両引取りが行なわれなかったこと、又は落札車両が当該自動車オークション会場にあり、落札店の車両陸送手配遅延により自動車オークション会場への再出品料が発生したことが出品店からの申告により発覚した場合、落札店は出品店に対し、車両引取り遅延ペナルティとして金１０，０００円を支払うものとし、以降７日ごと（１開催ごと）に金１０，０００ 円を加算するものとします。引取り遅延により生じたＡＡ出品料は出品店負担とします。但し、本部がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではありません。

４．９（クレームの申告）

落札した車両において内装、外装、機関、機構等の車両状態が落札時の車両情報と著しく異なり、大きな相違がある場合、本規約【9】審査(クレーム) 規定に従いクレーム申告を行う事とします。

５．輸送規定

５．１（車両受領日）

「車両受領日」とは、落札店が陸送業者から落札車両を受領した日を言います。落札店が本規約5.10 により直接出品店から引取ったときは、その引取りの日をもって「車両受領日」とします。

５．２（G&D システム推奨陸送業者）

5.2.1　G&D システム成約車の陸送は本部の推奨する陸送業者を利用する事を原則とします。
推奨陸送業者：ゼロ　トヨタ輸送　マツダ物流　キャリアメッセ　ロジコ

5.2.2　推奨業者は本部の承認をもって適宜追加する事があります。

5.2.3　本部の推奨する陸送業者以外を利用して成約車両の陸送を行なう場合は、落札店は責任を持って、最低限事故等に対する損害を補償できる陸送業者を選定するものとします。

５．３（陸送手配）

5.3.1　陸送の手配は落札店が行うものとします。

5.3.2　陸送に際しての事故、損害等に対しての責任は、原則全て落札店側が追うものとし、本部は一切の責任は負わないものとします。

５．４（陸送料金）

5.4.1　陸送料金については各社個別の基本料金表に準拠して取り決めるものとします。ただし車両の種別、地域によっては依頼先陸送業者の既定に基き、割り増し料金がかかることがあります。

5.4.2　料金は依頼先陸送業者の指定する精算方法に従って各依頼先陸送業者に対して支払うものとします。

５．６（落札店の義務）

5.6.1　落札店は落札日の翌日までに陸送の手配をし、陸送業者に落札日から翌３日以内に落札車両を引取ることを指示しなければなりません。但し、落札車両が AA 会場に搬入済みの場合、また陸送中の場合は除きます。

5.6.2　何らかの落札店の過失により、上記 5.6.1 で定める期限を過ぎても落札店からの車両引取りが行なわれない場合、出品店からの申告により、落札店は出品店に対し、車両引取り遅延ペナルティとして金１０，０００円を支払うものとし、以降７ 日経過ごと（ 現車場所が AA 会場の場合は１ 開催ごと）に金１０，０００ 円を加算するものとします。（上限５０，０００円）但し、本部がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではありません。

5.6.4　落札車両を陸送業者から受領する時には立ち会いをし、G&D システム登録内容一覧」と「各陸送業者所定の車両状態確認書」と「当該車両の状態」を確認しなければなりません。

5.6.5　「各陸送業者所定の車両状態確認書」と「当該車両の状態」が著しく異なる場合、その場で陸送業者の社名、氏名、営業所連絡先等を確認し、陸送を手配した営業所に連絡して下さい。

5.6.6　陸送料金は落札店の負担とします。

5.6.7　陸送中に生じた車両故障は落札店の責任となります。

５．７（引取り先が他オークション会場の場合の注意点）

5.7.1　「落札明細書兼ご請求書」に記載された現車場所が「陸送中」「AA 会場」の場合　、車両引取り先は AA 会場とします。この場合、出品店から AA 会場までの陸送費等については出品店の負担となります。

5.7.2　上記 5.7.1 の場合、落札店による車両の引取りは AA 終了後となります。

5.7.3　AA 会場からの車両の引取りは原則として落札店が依頼した陸送会社が行うものとします。

5.7.4　AA 会場から車両が引取られる場合、当該車両状態の確認は陸送会社のドライバーが行い出品店は立ち会うことが出来ないことをあらかじめ了承するものとします。

5.7.5　上記 5.7.4 の場合、落札店は可能な限り車両情報を陸送会社開示（自社引取りの場合は「G&D システム登録内容一覧」を持参）し、その場において車両情報、AA 出品票をそれぞれ確認し、車両状態が著しく異なる場合は AA 会場の事務局に申告するものとする。

5.7.8　落札車両が AA 会場にあり、落札店の車両陸送手配遅延により AA への再出品料が発生したことが出品店からの申告により発覚した場合、5.6.2 の定めに従い、落札店は出品店に対し、車両引取り遅延ペナルティとして金１０，０００ 円を支払うものとし、以降７ 日経過ごと（１ 開催ごと）に金１０，０００ 円を加算するものとします。引取り遅延により発生した当該自動車オークション会場への再出品料は出品店が負担することとします。但し、本部がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではありません。

５．８（推奨陸送業者各社との取り決め事項）

5.8.1　陸送業者は落札車両の引取り時にドライバーが記入する「各陸送業者所定の車両状態確認書」に記載した内容を保証するものではありません。

5.8.2　引取り時のチェック項目には補修跡、加修跡を付加しないものとします。タッチペン跡も同様とします。

5.8.3　落札車両の引取り、納車は陸送業者の関連会社が行うことがあります。

5.8.4　落札車両の個人宅への引取り、納車は行いません。

5.8.5　出品店、落札店双方伴に「各陸送業者所定の車両状態確認書」の保管をする義務があります。

5.8.7　車両引渡しの際は必ず立会い、各陸送業者所定の車両状態確認書に記載されるキズの有無等が成約車両と著しく異なる場合はその場でドライバーにキズの存在等について必ず確

認を取るものとします。

５．９（事故・クレーム）

5.9.1　陸送業者に対しての異議の申し立ては落札車両到着の段階でドライバーに申告し、その後の具体的な対応は陸送業者と各 G&D 加入者で行うものとします。

5.9.2　陸送の過程で万一事故が発生し車両破損を生じた場合、各陸送業者で付保している保険の補償範囲内で修復します。

5.9.3　本部としては、事故及び陸送納期の遅れによる買い取り、利益の保証、格落ちした場合の補償、代車料の支払いは行いません。

5.9.4　輸送中発生した機能上、構造上の起因による故障については保証しません。

5.9.5　輸入車については、別途車両保険に加入するものとします。成約価格５００万円以上の成約車両についても同様とします。

5.9.6　特殊車両については、落札店が車両保険を付保するものとします。

５．１０（自社引取り－落札店が自ら直接引取る場合）

落札車両の引取りに関して落札店が自ら直接引取ることを本部は基本的には認めていません。やむを得ない事情のため、自社引取りを行う場合は次の事項にご留意願います。

5.10.1　内装、外装、車載品、動作確認のできる装備品については、落札車両引取り時に当該場所で確認して下さい。装備品の有無も同じく、その場で出品店担当者に申告して下さい。尚、引取り先が AA 会場の場合は本規約 5.7.5 に準ずるものとします。

5.10.2　車両引取り後出品店担当者に申告した内容をＡＳにファックスにて報告して下さい。クレーム等の対応はＡＳを通して行いますので出品店、落札店間で直接の値引き交渉はしてはなりません。

5.10.3　成約車両を自走させる際は、道路交通法を遵守しなければなりません。

5.10.4　自社引取り後の車両の保管に関する責任は落札店が負担します。

９． 審査（クレーム）規定

９．１（目的）

本規定は車両取引に関し発生しうる諸問題について、売買契約の当事者双方が建設的かつ紳士的に解決する努力をし、理解と協力をもって対応する事を目的とします。

９．２（対象者）

審査規定の対象者は、出品店と落札店とし、落札店から当該車両を購入したユーザー、出品店へ当該車両を売却したユーザーを対象にするものではありません。

９．３（本部による仲介）

クレームの申告及び交渉は、本部が中立的立場で仲介します。尚、交渉は必ずASを通して行うものとし、出品店、落札店による直接の交渉は認めません。ただし、本部が事前に許可した場合は除きます。

９．４（クレーム申告期間と申告方法）

9.4.1　クレーム申告期間は別に定める事例を除き車両受領日の翌３日以内とします。

9.4.2　車両受領日の確認方法は各陸送業者所定の車両状態確認書等をもって行います。

9.4.3　落札時の所在場所から店舗以外の場所へ直接搬入した場合、車両の存置場所の変更がなかった場合は、各種状況を鑑み本部がその時点をもって車両受領日と判断することがあります。

9.4.4　車両クレームの申告は本部指定のクレーム申告依頼書に申告内容を記載の上、ファックスにて指定の送付先へ送付する事とします。

9.4.5　クレームの申告については一度ですべての内容を申告することとします。

9.4.6　クレームの追加申告は原則として認めません。ただし、１回目のクレーム申告の際にその他の瑕疵に対する申告が不可能であったと本部が判断した場合はその限りではありません。

9.4.8　クレーム申告後、長期（最終依頼日より７日以上） に渡り本部に連絡が無く、当該車両の瑕疵等を判断する為の資料（写真、見積り等）の提出が無い場合はノークレーム扱いとします。

９．５（クレーム対象事項）

9.5.1　下記の表はクレーム申告についての目安となるものです。ただし、予めその瑕疵について記載がある場合は除外します。

部位	クレーム範囲・内容	申告期間
外装	登録内容と現車の状態が著しく異なる場合	車両受領日翌3日以内
	色違い、色替え、防錆車両	同上
	ヒョウ害、塩害	同上
内装	登録内容と現車の状態が著しく異なる場合	同上
	室内の異臭（著しいもの）（例）動物、魚など	同上
装備品	標準装備品の欠品（例）リモコンキー、純正アルミホイル等	車両受領日翌3日以内、又は書類到着日翌7日以内
	装備違い、レスオプションの記載漏れ（本来は標準装備だが、製造段階で装備しないもの）	同上
	装備品の不具合	車両受領日翌3日以内
	記録簿、保証書、取扱説明書の不備、欠品	車両受領日翌7日以内
エンジン及び機構	エンジンの型式違い、ミッションの乗せ替え（シフトを変更しているもの例ＡＴ→ＭＴ等）	車両受領日翌30日以内、又は書類到着日翌30日以内
	エンジンの大幅な改造（簡単な作業で現状復帰不	車両受領日翌3日以内
電装品等	エンジン、ミッションの不具合	車両受領日翌3日以内
	エアコン、サンルーフなど動作確認でわかるもの	車両受領日翌3日以内
その他	修復歴車（予め修復歴車として落札したものは除く）、火災車両	車両受領日翌3日以内
	年式、グレード、モデル違い、登録遅れ、ワンオンナー違い	車両受領日翌3日以内、又は書類到着日翌7日以内
	車歴違い（レンタカーなど） （注意）リース車は自家用車と同等に扱います	車両受領日翌7日以内

9.5.2　年式、走行距離、車両状態から事前に予測できる消耗品や経年変化による車両の瑕疵についてのクレームには受付しないものもあります。

９．６（クレームの特例）

次のような事項が発生した場合クレーム申告期間を別に定めます。

内容	申告期間	対応内容
メーター交換に該当する車両	成約日から１ヶ月以内	原則キャンセル
メーター改ざん車	成約日から６ヶ月以内	キャンセル

メーター故障（ｵﾄﾞ メーター）	車両受領日翌３日以内	原則キャンセル
冠水車、消化器散布車	成約日から３ヶ月以内	原則キャンセル
盗難車、差し押さえ車、車台番号改ざん車などの法的問題車	無制限	キャンセル
接合車	成約日から６ヶ月以内	キャンセル

※１：上記の特殊な事例によるキャンセルについては、既にユーザーが使用している可能性が高く、成約時の車両情報とキャンセル引上げ後の車両状態が著しく異なる場合があります。

２：走行不明やメーター交換で登録されていた車両が、以前の記録等でメーター改ざん車に該当する場合は、原則キャンセルとする。

９．７（キャンセル）

9.7.1　一方的キャンセル

車両の売買契約の当事者双方は成約日より翌日の午後６時までに本部に連絡のあった場合に限り、下記の違約金を支払い当該車両の売買契約を解除する事ができます。なお、キャンセル手数料47,000円は契約の解除を求めた側の負担になります。

※日曜日に申し込む場合に限りASのFAXで申し込むと伴に必ず下記FAX番号へもFAXをしてください。FAXなきものは無効となります。　０３－６８６０－６２２３

事由	キャンセルペナルティ
出品店が売買契約を解除する場合	金100,000円
落札店が売買契約を解除する場合	金50,000円

9.7.2　キャンセルについての費用一覧（平成17年6月9日成約分より）

事由	費用	キャンセルペナルティ
実走行で登録されていた車両が走行不明又はメーター改ざんである事が発覚した場合 陸送費及び実費	陸送費及び実費 キャンセル手数料	金100,000円
冠水車、消火器散布車、接合車	陸送費及び実費 キャンセル手数料	金50,000円
盗難車、差し押さえ車等の法的問題車	陸送費及び実費 キャンセル手数料	金100,000円
走行不明で登録されていた車両がメーター改ざん車である事が発覚した場合	陸送費及び実費 キャンセル手数料	無し
メーター交換で登録されていた車両がメーター改ざん車である事が発覚した場合	陸送費及び実費 キャンセル手数料	金100,000円

（注意）表中の実費というのは領収書があり、本部がその内容を妥当と判断した場合に発生します。

（注意）修復歴基準についてはインスペクション・マニュアルに基づき判断します。

9.7.3　9.7.2 の事由に該当しない事由によるキャンセル（平成 17 年 4 月 11 日成約分より）

事由	費用	キャンセルペナルティ
（例）修復歴の見落としや車両諸元、装備の違いなど	陸送費及び実費 キャンセル手数料	無し

9.7.4　キャンセルペナルティとはキャンセル時にのみ発生するものとし、その他の解決の場合に適用されるものでは有りません。

9.7.5　キャンセルペナルティは全てのキャンセルに対して発生するものではなく本規約 3.12、7.7、9.7.1、9.7.2 のクレームについてのみ適用されるものとします。

9.7.6　本規約 9.7.2 のクレームにおいて、本部が認めたキャンセル車両の往復陸送費用は出品店負担となります。落札店が落札車両を店舗所在地以外の場所へ陸送手配を取った場合、陸送費用の精算は実際車両が到着した場所を基準として行います。又、当該車両を落札店にて再度陸送手配を行い、状況に応じてその陸送手配が必要であったと本部が判断した場合、その陸送費用も出品店負担となります。

9.7.8　本規約 7.7 及び 9.7.2. のクレームにおいて、落札店はクレームキャンセル後の出品店への車両引渡しをクレームキャンセル後３０日以内に行う事とします。期日内に出品店に車両の引渡しができない場合、当該クレームを無効とします。

9.7.9　キャンセルの際、販売に伴う利益分の逸失や販売機会損失に伴う損害賠償等は補填しません。

９．８（非クレーム対象）

落札した成約車両について次の項目に該当する理由が存する場合は、出品店を免責とすることとしクレームの対象として扱いません。但し、本部が免責にあたらないと判断したものに関してはこの限りではありません。

9.8.1　車両情報と相違している内外装及び機関、機構などの加修代金及び本部として考える価値減価が２０，０００円以内と判断した場合（輸入車は４０，０００ 円以内）。

9.8.2　クレーム申告期間を超過したとき。

9.8.3　クレーム申告内容がメーカー保証にて対応可能なもの。

9.8.4　出品店に許可なく加修した場合。但し、本部が状況を確認し、やむを得ないと判断した場

合は除きます。

9.8.5　納車後や業販後、AA 成約後のクレーム申告（特殊な事例は除く）。

9.8.6　仕切価格が１２０，０００円未満の車両（ 但し、法的問題車、グレード違い、年式違い等のクレーム内容はキャンセルのみの対応方法にて受付け致します)。

9.8.7　クレーム進行中に納車や業販、>AA 成約した場合（但し本部が止むを得ないと判断した場合は除く） 。

9.8.8　クレーム申告又は、譲渡書類到着以前に当該車両が日本から出国した場合。

9.8.9　評価点が、外装２点（３０点)、内装Ｅ 点の車両に関しては、内、外装の瑕疵について原則ノークレームと致します（但し本部が止むを得ないと判断した場合は除く)。

９．９（クレーム裁定）

9.9.1　クレームに際して、本部はクレームの対象となる当該車両の登録時の年式、走行距離内外装の評価点等の車両情報を確認の上、クレームの内容を判断し、対応を行います。

9.9.2　クレームの対応方法

１、キャンセル
２、車両代金の値引き
３、現物の送付（中古部品、もしくはリビルト品）
４、ノークレーム

9.9.3　標準装備品の欠品については、新車登録より５年以内のワンオーナー及び新車登録３年以内の車両に限りクレーム対応します。（キーレス、その他）

9.9.4　クレーム対応金額（車両代金の値引き）については必ずしも加修代金及び部品代の全額を保証するものではなく、登録時の内外装評価点、年式、走行距離等により異なります。また判断においては本部にて定めるクレーム解決基準にて決定致します。

9.9.5　裁定結果は本部が決定するものとし、出品店・落札店ともに従わなければならないものとします。なお本部が下した裁定結果に従わない場合本規約【11】罰則規定に基づいて G&D システム利用の制限、停止等の処置を取る場合があります。

9.9.7　車両クレームを申告し、解決していない状況でも名義変更は成約日の翌月末迄に終了させるものとします。車両クレーム進行中に名義変更していない場合は、名義変更遅延ペナルティが課せられるものとします。

9.9.8 「異音」「点検要す」の上に「修理要す」という表記を追加し、オーバーホールや載せ替えを要する重大瑕疵の場合は「修理要す」となければクレームとする。

９．１０（中古車両の取り扱いに関する留意事項）

G&D システムで取り扱う車両が主に中古車であるということに鑑み、加入者は下記留意事項についてあらかじめ確認、了承をしたうえで車両の売買を行うものとします。

9.10.1 新車状態からの経年変化により、内外装の色あせ、異音、各部オイルにじみ、オイル漏れ、樹脂類の老朽化、各部消耗品の消耗等、このような事例に対するクレームの申告について本部は状態、程度を判断し、クレームとしては取り扱わない場合があります。

9.10.2 本部は納車前の準備として、内装のルームクリーニング、外装の磨き仕上げ、納車前点検等の費用に関しては落札店が行うものとして判断します。

9.10.3 純正のフロアマットは全てオプション装備の一つとして考えます。(ある場合は有りと表記されます。)

9.10.4 クレーム申告に伴う費用（見積り費用等）については、落札店の負担とします。

９．１１（クレーム発生時の現車確認）

9.11.1 本部はクレーム車両の現車確認を必要と判断した場合、本部検査指導員、もしくは現車確認の資格を有する者による、現車の確認を行います。

9.11.2 旅費交通費の請求は当該クレームについて責任があると本部が判断した G&D 加入者が支払うものとします

9.11.3 クレームに過失が有る G&D 加入者は現車確認料を、別途本部に対し支払うものとします。

9.11.4 現車確認は現車の状態を判断する為に有るものとし、クレームの解決は本部クレーム担当が行うものとします。

１０．自動車リサイクル法

１０．１（自動車リサイクル法）

出品店、落札店双方ともに自動車リサイクル法及び関連法を遵守しなければならないものとします。

１０．２（自動車リサイクル料金）

出品店は自動車リサイクル料金の預託、未預託について出品登録時に正しく登録するものとします。

10.2.1　出品店はリサイクル料金が預託済みの場合、預託金額を申告するものとします。

10.2.2　預託金額については、資金管理料金は含まないものとします。

10.2.5　落札店は自動車リサイクル料金が預託された車両を落札した場合は、リサイクル預託金相当額を落札車両代金に付加して支払うものとします。

10.2.6　落札店は落札車両に対するリサイクル料金の預託、未預託の状況及び預託車両の預託金額について成約日を含め 15 日以内もしくは譲渡書類到着日翌２日以内に確認するものとし、前々項の預託状況及び預託金額に誤りがあったことを確認した場合、同期間内に本部へ申告するものとします。

10.2.7　本部は落札店より前項の期間内に申告された場合、実際の料金との差額精算に応じるものとし、出品店はそれに従うものとします。

１０．３（自動車リサイクル券）

出品登録時に自動車リサイクル料預託済みと登録した場合の自動車リサイクル券は、原則として出品店の責任において用意するものとします。

10.3.1　落札店は、自動車リサイクル券の有無を成約日を含め 15 日以内もしくは譲渡書類到着日翌２ 日以内に確認するものとします。

10.3.2　前項に定める期間中に落札店からの申告があった場合で、自動車リサイクル券を出品店にて用意できない場合には、落札店は自動車リサイクル券を再発行する為の実費を受け取ることで、落札店にて再発行手続きを行うものとします。前項に定める期間を超えてからの申告の場合には、落札店にて再発行手続きを行なうものとします。

10.3.3　前項の精算手続きは本部を通して行うものとします。

名義変更

開催月の翌月末又は書類期限のいずれか短い方迄に完了し、AS へ完了報告をすること。

書類の差替え（特例）

印鑑証明の紛失又は期限失効　　￥50,000

抹消謄本の再交付　　￥70,000
尚、別途実費のかかる場合があります。

譲渡書類

落札日（含む）より、13 日以内を書類受付期限とする。

評価基準

外装評価点算出基準

営業マン向け評価点	お客様向け評価点表記	状態	条件	条件２	条件３
S点	１００点	新車同様の状態を保っているもの。	登録月の翌１１ヶ月後の末日迄。	走行距離10,000Km未満	内装評価A
6点	９５点	内外装ともほとんど無傷無加修のもの。		走行距離30,000Km未満	内装評価B以上
5点	８５点	目立たない傷、へこみはあるが内外装とも殆ど加修の必要が無いもの。補修跡は良好な仕上げのもの。	ボルト装着パネルの交換歴がないこと。	走行距離50,000Km未満	内装評価C以上
4.5点	７５点	内外装とも軽微な加修を行う事で５点に準ずるもの。		走行距離100,000Km未満	内装評価C以上
4点	６５点	目立つ傷、へこみ、コゲなどが数箇所あり加修の必要があるもの。	社外品のパネル交換、及び加工しているもの。防錆処理車。プロテクターアクセントモール塗装を施しているもの。	走行距離150,000Km未満	内装評価C以上
3.5点	５５点	大きな加修の必要がある瑕疵があり、また複数箇所に渡り加修の必要があるもの。	同色及び異色全塗装車両。溶接装着外板パネルに交換歴があるもの。エンジンルーム･下回り等にサビが目立つもの。		内装評価D以上
3点	４０点	大きな加修の必要がある瑕疵が多数あり、加修の必要があるもの。	全体的に色あせが酷いもの。塗装ボケの酷いもの。		内装評価E
2点	３０点	商品化に多大な加修が必要なもの。	ヒョウ害車両。		
改点	改点	エンジン、車体に影響を及ぼす改造部品を取付けられているもの	*別紙改造評価点該当パーツ一覧参照		
R点	修点	車体骨格部に外部からの衝撃により交換、修正を施されているもの。また修正を要するもの。	*修復歴定義参照		

内装評価点算出基準

評価点	状態	条件
A	新車同様の状態を保っており、殆ど加修の必要が無いもの。	走行距離 30,000Km 未満
B	軽微な加修により新車同様の状態になるもの。	走行距離 50,000Km 未満
C	目立つダメージはあるが加修により年式距離相応の状態に保てるもの。	
D	加修を必要とする目立つダメージが複数箇所に渡り存在するもの。	
E	大きな加修を必要とし全体的に状態が悪化しているもの。	

修復歴車両判定基準

日本オートオークション協議会作成の修復歴判定マニュアルに従い、ガリバーの定める骨格部位に関して外部からの衝撃により【交換】【修正】【凹み・曲がり】が発生したものを修復歴車両として扱う。評価基準発行以降も日本オートオークション協議会にて追加変更が発生した場合はそれに従う。

修復歴及び骨格の基本定義

下記骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
但し、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ねじ止め部位（部分）は、骨格としない。
クランプ跡があっても修復歴基準に該当しない場合は修復歴とならない。

曲がりと凹みの概念

曲り･･･1 面に加わった外的圧力によりその面が凹変形しさらにその対面が凸変形した状態。結果として 4 面とも変形。
凹み･･･1 面に加わった外的圧力によりその面のみが凹変形し角部の場合は 2 面変形。

特殊な骨格形状の取扱い

特殊な骨格形状の車両にて基準上に当てはまらない場合等の修復歴か否かの最終的な判断は、ガリバー本部が認めたものとする。

次ページより、フロント構成部位、リア・ルーフ構成部位、サイド・下回り構成部位における修復歴判定基準、留意点、評価点上限点数を一覧にしております。
各構成部位の修復歴判定基準をご熟読の上、ガリバーグループのシステム端末機への登録及び御落札をお願い申し上げます。

■　修復歴一覧・・・フロント構成部位

部位名称	状態	程度	評価点上限	修復歴判定基準	修復歴とならないものの補助規程	留意点
コアサポート	交換歴	有	R点	溶接装着のコアサポートに交換歴があるもの	①ボルト装着、樹脂製タイプのコアサポートは規格外コアサポートを選択する事 ②修正機跡がある場合修正跡中を選択する。	
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	3点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	3点			
規格外コアサポート(*1)	交換歴	有	4点			
	修正跡	小	4点			
		中・大	3.5点			
	シワ・曲がり	小	4点			
		中・大	3.5点			
第1メンバー	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)曲がり又はその修理跡があるもの	①軽微な突き上げや凹みがあるもの。軽微なレベルはチェックゲージレベル1程度を指し、溶接のまがれや鉄板の破れ、2面パネルまで歪みがないもの ②ボルト装着、樹脂製タイプの第一メンバーは規格外第一メンバーを選択する事	A:第1メンバー本体内の接合部の破れ、亀裂が著しく、交換を必要とするものは修復歴とする B:サイドメンバーとの接合部に、はがれ又はその修理跡があるものは修復歴とする
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
	突き上げ	小・中	4点・3点			
		大	R点			
規格外第1メンバー(*2)	交換歴	有	4点			
	修正跡	小	4点			
		中・大	3.5点			
	シワ・曲がり	小	4点			
		中・大	3.5点			
	突き上げ	小	4点			
		中・大	3.5点			
インナーパネル	交換歴	大	R点	1)交換されているもの 2)外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①コアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②軽微な損傷又はその修理跡があるもの ③インナー(ヰ型フェンダーはねじ止め部位の為修復歴とならない	A:軽微な損傷とは面積が600円玉程度のもの
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
インナー(ヰ型フェンダー (修正跡・凹み・曲がりはインナー部分に発生している事)	交換歴	有	3.5点			
	修正跡	小	4点			
		中・大	3.5点			
	シワ・曲がり	小	4点			
		中・大	3.5点			
サイドメンバー	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①コアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取り付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③バンパーステー取り付け部の軽微な凹み又はその修理跡があるもの ④突上げによる凹み、傷又はそれら修理跡があるもの	A:先端部がコアサポートより前に位置する場合、先端部の凹み又はその修理跡は修復歴としない。交換歴は修復歴として取扱う B:軽微な凹みとは面積が600円玉程度のもの
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
	突き上げ	小・中	4点			
		大	R点			
フロントトランクフロア (ミッドシップ、リアエンジン車両のフロントトランクタイプ車両に適応)	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3)破れ(亀裂)があるもの 4)外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①コアサポートの交換時に生じた損傷があるもの ②スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み又はその修理跡があるもの ③軽微な損傷又はその修理跡があるもの	A:軽微な損傷とは面積が600円玉程度のもの
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
	突き上げ	小・中	4点・3点			
		大	R点			
カウルトップインナー (車台番号の打刻を含まないウォッシャー液タンク上部のカウルトップパネル)	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①軽微な損傷又はその修理跡があるもの ②ボンネットの交換時に生じた損傷があるもの	A:軽微な損傷とは面積が600円玉程度のもの
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
セットバック	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)修正機跡があるもの		
	修正機跡	有	R点			
トゥボード	交換歴	出品登録不可			インナーパネル、サイドメンバーの交換に伴う損傷、塗装は出品登録不可とはならない	
	修正跡					
	シワ・曲がり					
インナーブラケットパネル	交換歴	有	3.5点		インナーパネルに取り付けられているフェンダーやライトを取付ける為の補助パネルに交換歴、修正跡、曲がりがあるもの	
	修正跡					
	シワ・曲がり					

*1 規格外コアサポートの定義・・・ネジ止めのもの。樹脂製のもの。

*2 規格外第一メンバーの定義・・・ネジ止めのもの。樹脂製のもの。

■　修復歴一覧・・・リア・ルーフ構成部位

部位名称	状態	程度	評価点上限	修復歴判定基準	修復歴とならないものの補助規程	留意点
バックパネル	交換歴	有	3点		①修正履歴がある場合修正跡中を選択する	A:箱状、板状、コの字状どのような形状でもリアサイドメンバーより外側に取り付けられたものはバックパネルとして判断し修復歴扱いしない
	修正跡	小	4点			
		中・大	3点			
	へこみ・傷	小	4点			
		中	3.5点			
		大	3点			
トランクフロア	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3)破れ(亀裂)があるもの 4)外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①バックパネル又はクォーター等の交換時に生じた損傷があるもの ②スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み又はその修理跡があるもの ③軽微な損傷又はその修理跡があるもの	A:軽微な損傷とは面積が500円玉程度のもの B:パネル接合部とはルームフロアとの接合部をいう
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
	突き上げ	小・中	4点・3点			
		大	R点			
リアサイドメンバー・リアクロスメンバー	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)曲がり又はその修理跡があるもの	①バックパネルより後ろに位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取り付け部分の損傷又はその修理跡があるもの ③パンパーステー取り付け部の軽微な凹み又はその修理跡があるもの ④突き上げによる凹み、傷又はそれらの修理跡があるもの	A:リヤクロスメンバーは左右サイドメンバー間に直線溶接されているものとする。 B:軽微な損傷とは面積が500円玉程度のもの
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
リアサイドフロア	交換歴	有	3点		トランクフロアより下に位置し、外部に露出しているリアサイドフロアは修復歴として扱わない	骨格図参照
	修正跡	有	3.5点			
	シワ・曲がり	有	3.5点			
	突上げ	有	3.5点			
ルーフピラー	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)スポットの打ち直しがあるもの 3)外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②外部を介さない凹みまたはその修理跡があるもの(留意点参照)	A:シートベルト、傘等の引っ掛け込み。
	修正跡	有	R点			
	シワ・曲がり	有	R点			
ルーフ	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの		
リアデッキ	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)曲がり又はその修理跡があるもの	①クォーター等の交換時に生じた損傷があるもの ②軽微な損傷又はその修理跡があるもの	A:軽微な損傷とは面積が500円玉程度のもの
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			

■　修復歴一覧・・・サイド・下回り構成部位

部位名称	状態	程度	評価点上限	修復歴判定基準	修復歴とならないものの補助規程	留意点
ステップインナー	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの 3)パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの	①フロアより下に位置し、外部に露出している部位の損傷は修復歴としない	骨格図参照
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
フロントピラー・センターピラー	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)スポットの打ち直しがあるもの 3)外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②ステップ単体交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③外部を介さない凹みまたはその修理跡があるもの(留意点参照)	A:シートベルト、傘等の引っ掛け込み、ドアを開きすぎた際のヒンジ部の凹み、ふくらみなど
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
フロア	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又は修理跡があるもの 3)パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 4)破れ(亀裂)があるもの	①突き上げ等で凹み、曲がり又はその修理跡があるもの	
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
	突き上げ	小・中	4点・3点			
		大	R点			
フロアメンバー	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又は修理跡があるもの 3)パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 4)破れ(亀裂)があるもの	①突き上げ等でメンバーに凹み、曲がり又はその修理跡があるもの	
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	突き上げ	小・中	4点・3点			
		大	R点			
ホイールハウス	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	クォーターインナーからホイールハウスの中心線より外側に面している部分に損傷又はその修理跡があるもの	骨格図参照
	修正跡	小	3点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3点			
		中・大	R点			
クォーターインナー	交換歴	有	R点	1)交換されているもの 2)外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①クォーター等の交換時に生じた損傷があるもの ②軽微な損傷又はその修理跡があるもの ③フロアより下に位置し、外部に露出している部位の損傷は修復歴とな	A:軽微な損傷とは面積が500円玉程度のもの B:骨格図参照
	修正跡	小	3.5点			
		中・大	R点			
	シワ・曲がり	小	3.5点			
		中・大	R点			
下回り	突き上げ	小・中	3.5点・3点	1)破れ(亀裂)があるもの 2)フロアとフロアメンバーの接合部に突き上げによる衝撃で発生した溶接のはがれ又は修理跡があるもの	突き上げ等でパネル又はメンバーにに凹み、曲がり又はその修理跡があるもの	
		大	R点			

■　**修復歴一覧・・・留意点骨格図**

―――― の部分は修復歴とし　　・・・・・・・・ の部分は修復歴としない

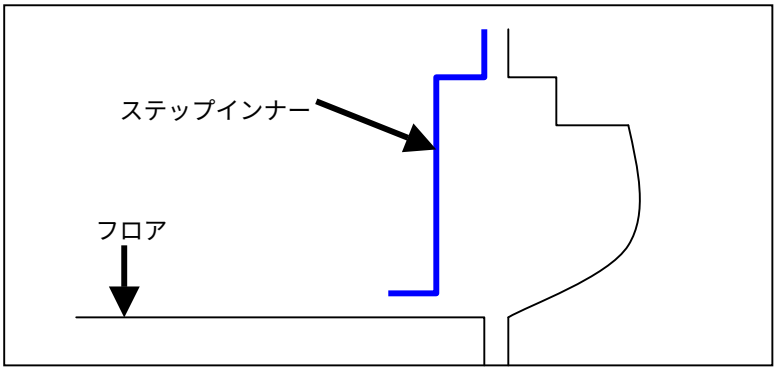

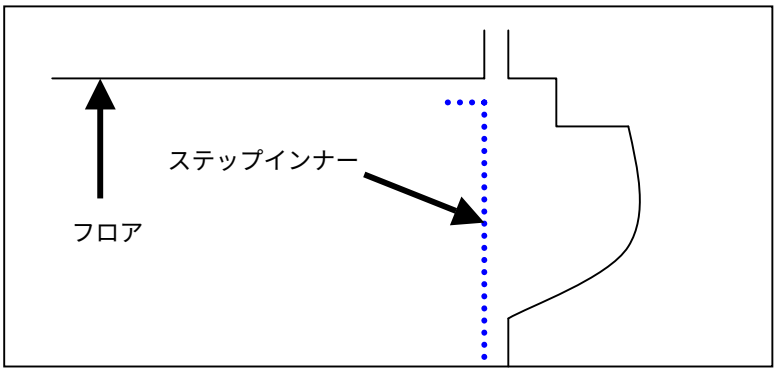

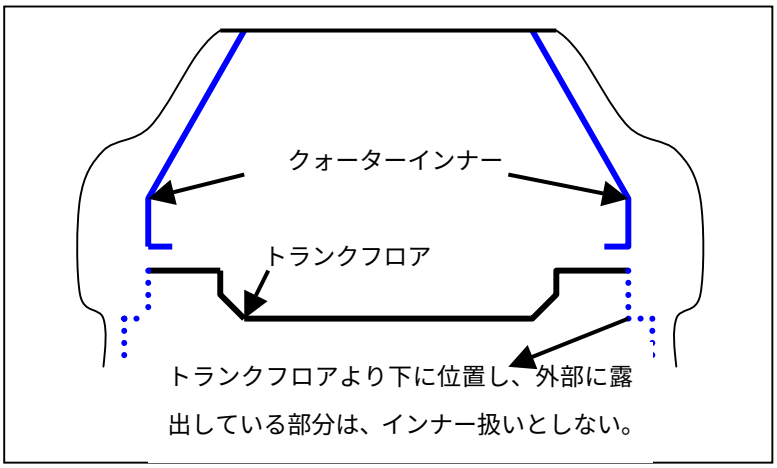

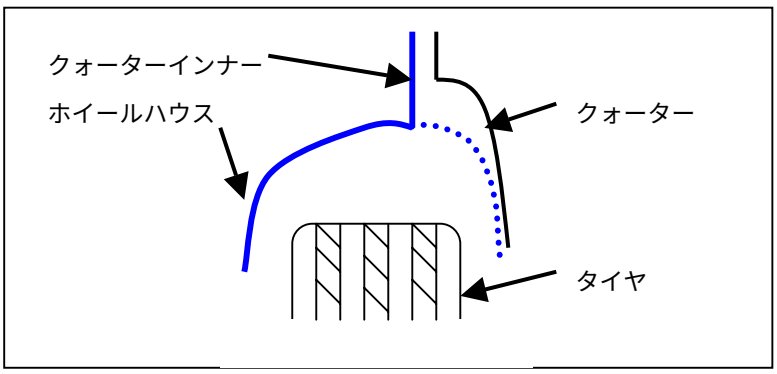

各種車両定義について

ここに定義付けされる車両はガリバーグループのシステム端末機の登録を禁止する車両も含まれています。車両検査時には、良識のある検査と判断を行い、このような車両がガリバーグループ内において流通することのないように細心の注意を払うようお願いします。最終的な判断基準はガリバー本部が認めたものとします。

◇接合車両

フロア、フロアメンバーを切断、切開した修復車両で、他車両の一部を接合させたもの。

◇冠水車両

車体の一部に水分が侵入し、自動車の使用及び機能に著しく支障をきたす車両。また、時間の経過により、浸水が原因と思われる故障、使用上の支障の発生がある車両。

◇粗悪車両

破損箇所が車体の大部分を占める、もしくは修復状態が粗悪で、商品化することが不可能と思われる車両。

◇事故現状車両

交通事故等により、大きな衝撃を受け、その状態から一切の修理を行わず、大破したままの車両。自走可能であっても、破損状況から商品としての価値が認められない車両。（走行に支障のない軽微な破損が未修理の車両は含まない）

◇メーター改竄車両

走行距離が故意の改竄により、実走行と異なることが明確な車両。（故障によるメーター交換等により、実走行が不明となった車両は「走行不明車両」として扱う）

◇災害車両

冠水車両、火災車両、消火器散布車両、塩害車両。

◇大改造、競技車両

車体、動力及び懸架装置等に大きな改造を加え、簡易な作業では元の状態に復元しない車両。また、施された改造、過去の使用状況により、その自動車の持つ機能、耐久性を著しく落としたと思われる車両。

「評価 1 点」「改マーク」として取り扱われる車両

エンジン関連

社外燃料コントローラー
社外加給圧コントローラー
社外インタークーラー（取り付け場所を変更したもの）
社外追加インジェクター
社外ウェストゲートバルブ
社外タービン変更（純正装着品以外）
社外キャブレター
ボアアップ
社外ハイカム
社外コンピューター

インテリア

ロールバー
ロールバー外し跡

その他

社外ハイドロリクスサスペンション（社外エアサス含む）
ボディリフトアップ（フレームと車体の間でリフトアップしたもの）
シフト変更（オートマチックからマニュアル変更等）
ハイルーフ交換加工